

2014年

かきいほ

8月号

発行 家計簿くらし調査研究会
 コープのホームページ
<http://www.ucoop.or.jp/hiroba/report/kurashi/01/index.html>

ある日突然に病気になったら・・・!

自分でも家族でも身内に病気の方が出たら、と不安になる人も多いことでしょう。医療保険のCMも不安をあおります。そこで病気になっても安心できる制度(高額療養費制度)や、差額ベッド代について調べてみました。

☆高額療養費制度



1か月の医療費の自己負担額が一定の金額を超えた場合に、その超えた分について医療費が払い戻される制度です。これには

- 1: 1か月の医療費の自己負担金額(保険適用の医療費の総額)
- 2: 年齢(70歳以上と70歳未満)
- 3: 所得区分

によって、負担額の上限が変わります。計画的入院の場合、限度額適用認定書と保険証を医療機関の窓口に出しましょう。

70歳未満の方(平成18年10月～)	
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1%
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
低所得者 (住民税非課税)	35,400円

☆入院したら差額ベッド代がかかる? 差額ベッド代は全額自己負担!

差額ベッド(特別室)の関する厚生労働省の通知

- ・特別室の利用は患者の自由な選択と同意に基づくもの。
- ・医療機関が料金を請求できるのは、患者側の希望がある場合に限ること。
- ・救急患者や手術後など、医療上の必要から特別室に入った場合は料金を請求できない。
- ・医療機関は特別室の設備や構造、料金などについて説明し、料金などを明示した同意書に患者の署名が必要。
- ・受付窓口や待合室など医療機関内の見やすい場所に、差額ベッドの数や料金を掲示する。

差額ベッド代は「自分で望んだ場合に支払うもの」です。もし病院に行ったとき、受付や待合室など見やすいところに差額ベッドに関するものが掲示してあるかどうかとも見てみましょう。入院が長期になったりした場合、差額ベッド代は健康保険が適用されませんので、高額になります。高額医療費制度も所得税の医療費控除の対象にもなりません。

気を付ける点は、

- ① 入院が決まった際に、差額ベッド代がいくらなのかを確認する。
- ② 同意書をしっかりと読み、理解したうえで署名する。

